

議案第 66 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和 46 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 から第 14 条の 5 までの規定中「南部地域療育センター」の次に「又は北部地域療育センター」を加える。

第 14 条の 6 中「南部地域療育センター」を「地域療育センター」に改める。

第 15 条中「（南部地域療育センターにあつては第 4 号を、北部地域療育センターにあつては第 5 号を除く。）」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「第 1 号から第 3 号まで」を「前 3 号」に改め、「南部地域療育センター」の次に「又は北部地域療育センター」を加え、同号を同条第 4 号とする。

第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 を削り、第 15 条の 4 第 1 項中「南部地域療育センター」を「地域療育センター」に改め、同条を第 15 条の 2 とし、第 15 条の 5 を第 15 条の 3 とする。

第16条第1項を削り、同条第2項中「南部地域療育センター」の次に「又は北部地域療育センター」を加え、同項を同条とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条の3の改正規定（指定管理者に北部地域療育センターの管理を行わせることに係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

北部地域療育センターの管理を指定管理者に行わせることとし、及び利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。